

住民税非課税世帯の皆さまへ

非課税世帯物価高騰対策給付金（3万円/1世帯） こども加算（2万円/18歳以下の児童1人あたり）の ご案内

給付金の支給対象となる世帯

令和6年12月13日（基準日）時点で涌谷町に住民登録があり、
世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯

1世帯あたり3万円

ただし、世帯員全員が住民税均等割課税者の扶養親族のみで
構成された世帯は対象外となります。

こども加算の支給対象

上記支給対象世帯のうち18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）を
扶養している世帯

児童1人あたり2万円

※次の場合は申請により対象になりますので申請してください。

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・別世帯だが扶養している児童

※住民票を移していない施設入所児童は対象になりません。



涌谷町から確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

提出期限：令和7年4月30日（水）（必着）

詳しくは裏面へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

非課税世帯物価高騰対策給付金の支給対象世帯

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、涌谷町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 内容を確認して、必要事項を記入のうえ、涌谷町に返信してください。
【確認事項】
 - ①住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないか
 - ②他の自治体で非課税世帯に対する給付金（3万円）の支給を受けていないか

世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書を送付しますので、所得申告のうえ、必要事項を記入して、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 所得申告をした結果、世帯全員が非課税世帯であれば支給対象となります。

世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書を送付しますので、必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に涌谷町に返信してください。
- 転入した世帯員全員分の令和6年1月1日に住民票があった市区町村が発行する令和6年度非課税証明書が必要になります。

こども加算（18歳以下の児童1人あたり2万円）

- 令和6年度非課税世帯物価高騰対策給付金の支給対象世帯で、対象となる児童のいる世帯には、涌谷町から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。
- 対象児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）
※令和6年12月13日以降に生まれた児童については申請が必要です。
- 内容を確認して、必要事項を記入のうえ、涌谷町に返信してください。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

涌谷町福祉課福祉班

電話 0229-25-7902

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日除く）